

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気系疾病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	板橋区長	埼玉県新座市の女性	気管支ぜん息 葬祭料	<p>取消</p> <p>本件は、請求人が被認定者（認定疾病は気管支ぜん息）の葬祭料を行う者として葬祭料の支給を請求したところ、処分庁が令和3年7月17日付けで、被認定者は認定疾病に起因して死亡したものとは認められないとして、葬祭料を支給しない旨の処分をしたため、同年10月25日付けで審査請求した事案である。</p> <p>死亡診断書には直接死因は肺癌と記載されているが、肺癌の確定診断はされておらず、CT画像では両肺の浸潤影は炎症性病変か腫瘍性病変かの鑑別は困難である。他方、心不全は相当悪化している上、認定疾病によるびまん性気管支壁肥厚と気管支栓塞という障害は継続的に認められ、肺炎の合併に伴い、過分泌による粘液栓、続発症である慢性気管支炎の所見も増悪しており、認定疾病が悪化していないとはいえない。被認定者は、腎不全による腎機能低下等を含む高齢による全般的機能低下を背景に、呼吸不全、肺癌（疑い）、肺炎、心不全、気管支ぜん息の悪化などが影響して最終的に死亡するに至ったものと推認することができ、医学的常識によって認定疾病が死亡に寄与していないとはいえない。</p> <p>よって、この判断と異なる原処分を取り消す。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
2	独立行政法人環境再生保全機構	横浜市の女性	中皮腫 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、申請中死亡者が中皮腫にかかったと認定を受けることができる者であった旨の決定を申請したが、処分庁が令和3年7月7日付けでその決定をしない旨の処分をしたため、同年10月2日付けで審査請求した事案である。</p> <p>剖検診断報告書では、線維性胸膜炎と診断されているが、当審査会の病理診断でも、線維性胸膜炎による胸膜肥厚であり、中皮腫とは判定できず、画像診断でも、両側胸郭ブランクおよび陈旧性胸膜炎（左胸膜肥厚を伴う被包化胸水）であり、悪性所見はなく、中皮腫とはいえないとされたものである。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
3	独立行政法人環境再生保全機構	奈良県橿原市の男性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとの認定を申請したが、処分庁が令和3年7月7日付けで認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、同年10月11日付けで審査請求した事案である。</p> <p>請求人の職歴によれば、大量の石綿にばく露した可能性はあるものと考えられるが、当審査会での画像診断では、放射線画像において、左胸膜には肥厚はなく、右の臓側及び壁側胸膜には、軽度の肥厚が生じているものの、側胸壁の1/2以上の胸膜の肥厚はなく、びまん性胸膜肥厚の判定基準を満たす所見は認められなかった。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
4	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府富田林市の男性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったとの認定を申請したが、処分庁が令和3年10月5日付けで認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、同年11月2日付けで審査請求した事案である。</p> <p>請求人の職歴によれば、大量の石綿にばく露した可能性はあるものと考えられるが、当審査会での画像診断では、胸部エックス線画像において、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見はなく、石綿肺の判定基準を満たす所見は認められなかった。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
5	独立行政法人環境再生保全機構	秋田市の女性	中皮腫 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったと認定を受けることができる者であった旨の決定を申請したが、処分庁が令和3年10月5日付けで決定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、同年12月3日付けで審査請求した事案である。</p> <p>当審査会での病理診断では、免疫染色の結果、中皮マーカーのHEG1がごく一部陽性ではあるが、サイトケラチンはAE1/AE3陽性、CK5/6とCK7陰性、CK20一部陽性、中皮腫マーカーのcalretinin、WT1及びpD2-40が陰性、陰性マーカーのclaudin4は陽性であることから、中皮腫とは判定できず、また、当審査会での画像診断では、中皮腫は否定的であった。提出された医学的資料からは中皮腫とは認められない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>